

在留証明のオンライン申請について

2026年7月21日

在アトランタ日本国総領事館

外国に住所を有していることを証明する「在留証明」につきまして、申請する際は、以下の点にご留意願います。

特に、消費税免税制度を利用するための「在留証明」は、外国に2年以上滞在している方が対象で、「戸籍謄本」が必要となります。詳細は以下ご参照願います。

オンライン申請では、画面に必要書類の詳細を表示しないため、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、必要書類のアップロードをお忘れにならないようご注意願います。

申請書類が不足している場合は、電話又はメールで連絡させていただきます。

●消費税免税制度を利用するための「在留証明」

【必要書類】次の1～5の書類が必要です。

1 有効な日本パスポートの人定事項のページ

2 米国滞在資格を確認する書類(次のいずれか1通)

(1)グリーンカード

(2)旅券に貼付されている米国ビザ(査証)の写し

3 現住所を確認する書類(次のいずれか1通)

(1)米国の運転免許証

(2)アパートの賃貸契約書

(3)公共料金の請求書

4 居住期間を確認する書類(次のいずれか1通)

(1)賃貸契約書

契約期間等から2年以上居住していることを確認できるもの。

(2)水道、電気、ガス等の公共料金の請求書(又は領収書)

これらの書類から2年以上居住していることを確認できるもの。

5 戸籍謄(抄)本

証明書の本籍地の欄に地番まで記載する必要があり、右確認のため必要です。

■消費税免税制度を利用するための「在留証明」は、お一人様1通の申請・交付となります。

■消費税免税制度を利用する場合は、当館で発行する在留証明のほかに、「戸籍の附票の写し(300円～400円程度)」でも免税購入することができます。「戸籍の附票の写し」の取得につきましては、本籍地役場のHP等でご確認願います。

●その他の「在留証明」

(恩給・年金受給手続き、不動産、自動車登録、金融機関、本邦学校手続き等)

【必要書類】次の1～5の書類が必要です。

1 有効な日本パスポートの人定事項のページ

2 米国滞在資格を確認する書類(次のいずれか1通)

(1)グリーンカード

(2)旅券に貼付されている米国ビザ(査証)の写し

3 現住所を確認する書類(次のいずれか1通)

(1)米国の運転免許証

(2)アパートの賃貸契約書

(3)公共料金の請求書

(上記書類を用意できない場合は、当館証明担当にメール又は電話でご連絡願います)

4 居住期間を確認する書類(次のいずれか1通)

証明書に、「上記(現住所)の場所に住所(又は居所)を定めた年月日」を記載する欄があり、次の書類をもって、住所を定めた年月日から現在まで居住していることを確認する必要があります。

なお、「上記(現住所)の場所に居住(又は居所)を定めた年月日」の記載が不要な場合は、3か月前から居住していることが確認できる書類で問題ございません。

その場合は、「申請者備考または本籍地情報」の欄に「定めた年月日は不要」と入力願います。

(1)賃貸契約書

(2)水道、電気、ガス等の公共料金の請求書(又は領収書)

(上記書類を用意できない場合は、当館証明担当にメール又は電話でご連絡願います)

5 戸籍謄(抄)本

証明書の本籍地の欄に、地番まで記載する必要があり、右確認のため必要です。なお、都道府県のみ記載でパスポートに記載と同一であれば、戸籍謄(抄)本は不要です。

その場合は、「申請者備考または本籍地情報」の欄に「本籍地の市区町村以下は不要」である旨入力願います。

■「過去の住所」の証明は、原則として米国内で転居した場合に限りできます。それぞれ期間(何年何月から何年何月まで)及び住所を記載する必要があるため、対象の期間を確認できる上記4の書類が必要です。

■同居家族を証明するための「在留証明」が必要な場合(本邦学校の入学手続き等で、申請人が親で子を同居家族として証明)、同居家族の欄に記載する家族にかかる書類(上記「1 有効な日本パスポートの人定事項のページ」及び「2 米国滞在資格を確認する書類」)が必要です。

【手数料】

在留証明

オンライン申請・納付: 1, 200円(クレジットカード)

窓口申請: \$8(現金のみ)

詳しくは当館 HP をご参照願います。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shomeiindex.html

ご不明な点等ありましたら、当館証明担当までお問い合わせ願います。